鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例第９条の２第１項第３号の規定に基づき障害者支援施設に準ずる施設を定める規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市規則第３１号

鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例第９条の２第１項第３号の規定に基づき障害者支援施設に準ずる施設を定める規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

（１）　鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例第９条の２第１項第３号の規定に基づき障害者支援施設に準ずる施設を定める規則（平成８年鈴鹿市規則第３１号）

（２）　鈴鹿市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成１８年鈴鹿市規則第９６号）

（３）　鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例第９条の２第１項の規則で定める金額を定める規則（平成１８年鈴鹿市規則第９７号）

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。